

令和元年第 6 回市議会（定例会）
付 議 案 件 綴

（その 5）

堺 市 議 会

目 次

	頁
議員提出議案第 28 号 南部丘陵の緑地保全に関する決議……………	3

令和元年11月26日

堺市議会議長
三宅達也様

提出者

堺市議会議員

[illegible]

平文子也人一己司一太男子匡子延一史文盛三一利文子
慎貴載伸勝晃知泰慎良昌優京浩太克敏文昭正敏惠美子
藤野井野田田川場場貴側代畑本田村田田里村田山川
加中藤小上森西札的信池田木石西上池米野西芝裏吉乾

堺市議会議員

[illegible]

榮司一一志子二浩樹平治史次子史也彰樹子二夫子守英
美充米新猛幸精幸征良耕哲清泰貴達成秀典健和恵俊
田野江田上本丸谷田川西堀谷関宅上尻口林渕本川
龍上白広渕藤伊青黒西大西小石井三水池山大田宮吉長谷

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

議員提出議案第28号 南部丘陵の緑地保全に関する決議

理由

本市議会の意思を表明するために、本決議案を提案するものである。

南部丘陵の緑地保全に関する決議

本市南部に位置する南部丘陵は、本市を南北に流れる石津川水系の源流域であり、市街地の近郊にありながら、自然豊かな一団の緑地が存在し、多様な生態系を育むとともに、緑地から供給されたきれいな水を利用し育まれる「上神谷米」の豊かな水田地帯が広がり、古代から緑の恵みを活用した人々の営みによって里地里山が形成されている地域である。

南部丘陵においては、散発的な開発や残土処分などによる土地利用転換により、依然として緑地が減少しており、当該地における自然環境や営農環境への影響のほか、昨今の異常気象に伴う風水害への備えが必要とされていることから、緑地がもつ洪水緩和や水資源貯留といった水源涵養機能への影響や残土埋め立て工事に伴う市民生活への影響を心配する市民の声が後を絶たない。

このことは、本市議会にとっても非常に憂慮すべき状況である。

本市では、平成22年9月に、本市の緑の保全と創出について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、緑の保全と創出に関する基本的施策を定め、都市緑地法等の関係法令とあいまって、これを総合的にかつ計画的に推進するため、「堺市緑の保全と創出に関する条例」が施行された。また、同年10月には、市長から堺市緑の政策審議会へ「南部丘陵の緑地保全の仕組みづくりについて」諮問され、平成24年11月には、同審議会から、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区制度の活用を含めた答申がされ、「堺市マスタープラン」をはじめ「堺市都市計画マスタープラン」等関係計画に南部丘陵の緑地保全に関する施策の位置付けがされている。特に「堺市緑の基本計画」においては、この答申の内容を施策と具体の事業に反映させたものとなっている。

市当局においては、これらの計画に基づき、南部丘陵における緑地保全に関する普及啓発や当該条例に基づく保全緑地の指定等に取り組んでいる。しかし、この答申において「南部丘陵の内、特に保全を優先すべき地区（約160ha）において、緑地保全に最も有効な緑地保全制度は「特別緑地保全地区」である」と考える。具体の施策の展開においては、特別緑地保全地区の全域指定を長期的な視野で見据え、条件の整った場所から順次指定を進めることとする。」とあるが、未だ特別緑地保全地区の指定がない。については、多様な自然環境や農業環境を有する里地里山を保全し、現在及び将来の市民が健康で、安全・安心に暮らせる生活環境を確保するため、実効性のある対策の実施が必要不可欠である。

そこで、本市議会は、下記の事項を強く求めるものである。

記

1. 現在、都市計画手続きを進めている「鉢ヶ峯寺特別緑地保全地区」の指定を速やかに進めること。
2. 南部丘陵の内、特に保全を優先すべき地区（約160ha）において、特別緑地保全地区の指定を条件の整った場所から順次進めること。
3. 緑地保全は、市、市民及び事業者の協働により行われるよう普及啓発を継続的に実施すること。

以上、決議する。

令和元年11月28日

堺市議会

堺市長 宛

令和元年第 6 回市議会(定例会)付議案件綴(その 5)

令和元年 1 1 月 発行

編集・発行 堺 市 議 会

〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

TEL 0 7 2 - 2 3 3 - 1 1 0 1

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

堺市行政資料番号 1-B2-19-0057
